

## 【オーストラリア】2024年フューチャー・メイド・イン・オーストラリア法の制定

専門調査員 海外立法情報調査室主任 内海 和美

\*2024年12月、豪州の温室効果ガス排出削減目標達成や経済安全保障の強化等に資する分野に対象を絞り公的支援を行い、民間投資を促進するための枠組みを定める法律が制定された。

### 1 「フューチャー・メイド・イン・オーストラリア (Future Made in Australia: FMIA)」

2024年4月11日、アルバニージー (Anthony Albanese) 首相 (労働党) は、年内に FMIA 法の制定を目指すことを発表した<sup>1</sup>。FMIA とは、「豪州が世界的なネット・ゼロへの移行に伴う経済的及び産業的機会を活用し、国家安全保障と経済的利益を一致させ、特恵貿易圏という新たな地政学的状況における地位を確保することを可能にする比較優位のある分野を特定し、投資するという政府の計画」<sup>2</sup>である。

FMIA は、2022年5月の総選挙で保守連合 (自由党・国民党) から政権交代する以前から、労働党が主張していた<sup>3</sup>ものである。この背景には、世界金融危機 (2008年)、気候危機、COVID-19 パンデミック、ウクライナ等での戦争によりもたらされた世界的な政治的緊張等、「複合危機 (polycrisis)」<sup>4</sup>と称される状況において、自由市場経済では適切な資源配分がなされず生産性の低下を招いたため、政府介入の必要性が重視されるようになったことがあるとされる<sup>5</sup>。

連邦政府は、2024年5月14日公表の2024-25年度予算案において、FMIA 関連で今後10年間に227億豪ドル<sup>6</sup>を拠出することを発表した<sup>7</sup>。さらに、同年7月11日、FMIA 関連諸法の一環として、FMIA の枠組みを規定するための法律案が連邦議会に提出された。同法律案は同年11月29日に可決され、12月10日、FMIA 法<sup>8</sup>が裁可された (同年12月11日施行)。

### 2 FMIA 法の概要

#### (1) 構成

前文及び全4章17か条から成る。各章の構成は、次のとおりである。第1章：通則 (第1条

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年3月11日である。

<sup>1</sup> Anthony Albanese, "A future made in Australia," 2024.4.11. Prime Minister of Australia website <<https://www.pm.gov.au/media/future-made-australia>>

<sup>2</sup> Becky Bathgate and Ian Zhou, "Future Made in Australia Bill 2024 [and] Future Made in Australia (Omnibus Amendments No.1) Bill 2024," *Bills Digest*, No.6, 2024-25, p.13. <[https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/billsdgs/9882578/upload\\_binary/9882578.pdf](https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/billsdgs/9882578/upload_binary/9882578.pdf)>

<sup>3</sup> "A future made in Australia [March 2022]," Australian Labor Party, 2022.3.31. <<https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/search/display/display.w3p;query=Id%3A%22library%2Fpartyol%2F8510395%22>>

<sup>4</sup> 異なる危機が相互に作用し、全体的な影響が各部分の合計をはるかに超える状態。 "Global Risks Report 2023," 2023.1.11. World Economic Forum website <<https://www.weforum.org/publications/global-risks-report-2023/digest/>>

<sup>5</sup> Bathgate and Zhou, *op.cit.*(2), pp.6-7.

<sup>6</sup> 内訳は、主要産業への投資の誘致 (4年間で6800万豪ドル、その後年間310万豪ドル)、豪州の再生可能エネルギー一大国化 (10年間で197億豪ドル。重要鉱物生産税優遇措置及び水素製造税優遇措置の導入等) ほか。 "Budget 2024-25: Budget Measures: Budget Paper no.2," 2024.5.14, pp.65-73. Budget 2024-25 website <[https://archive.budget.gov.au/2024-25/bp2/download/bp2\\_2024-25.pdf](https://archive.budget.gov.au/2024-25/bp2/download/bp2_2024-25.pdf)> なお、1豪ドルは、約97.2円 (令和7年3月分報告省令レート)。

<sup>7</sup> "Budget 2024-25: Budget documents: Fact sheets: A Future Made in Australia," 2024.5.14, p.1. Budget 2024-25 website <<https://archive.budget.gov.au/2024-25/factsheets/download/factsheet-fmia.pdf>>

<sup>8</sup> Future Made in Australia Act 2024, No.119, 2024. <<https://www.legislation.gov.au/C2024A00119/asmade/text>>

～第5条)、第2章:国益フレームワーク (National Interest Framework: NIF. 第6条～第9条)、第3章: FMIA 支援の提供 (第10条～第12条)、第4章: 雜則 (第13条～第15条)。

## (2) FMIA 法制定の趣旨 (前文)

前文において、世界がネット・ゼロへと移行し、地政学的状況が変化<sup>9</sup>する現況を、豪州にとり大きなチャンスと位置付ける。そして、このような変化の経済的・産業的利益を最大化するために必要なものとして、民間投資の誘致、豪州の再生エネルギー大国化、資源に付加価値を与えて経済安全保障を強化すること、豪州の技術革新の支援等を挙げる。これらを実施するため、NIF (後述) に適合するセクターに対象を絞り公共投資を行うことで、豪州政府は、民間投資を奨励・促進するために重要な役割を果たすことができるとしている。

FMIA 法は、このような民間投資を奨励・促進するための枠組みを確立するものである<sup>10</sup>。

## (3) 連邦政府等が公共投資 (FMIA 支援) を行うセクターの評価・選定 (第2章)

財務大臣は、豪州経済のあるセクターが NIF にどの程度適合しているか等について評価を実施するよう次官に指示することができる (第6条)。NIF は、①ネット・ゼロ変革<sup>11</sup>ストリーム (Net zero transformation stream) 及び②経済回復力・安全保障ストリーム (Economic resilience and security stream) から成る。①、②は、次の条件を満たすセクターである。①: ネット・ゼロの世界経済において持続的な比較優位性を持ち、公共投資を行えば効率的なコストで温室効果ガス排出削減に貢献できる可能性のあること、②: 経済回復力・安全保障を実現するためにある程度の能力を有し、政府の支援がなければ民間セクターからの必要な投資が見込めないこと (第7条)<sup>12</sup>。

## (4) FMIA 支援の提供 (第3章)

NIF に適合するセクターにおけるプロジェクトに対して、連邦政府、連邦政府機関等から FMIA 支援 (助成金、融資、補償、保証、株式投資等) が提供される (第10条第2項)。FMIA 支援を行うべきかを決定する者は、「コミュニティ利益原則 (community benefit principles)」を考慮しなければならない (同条第1項)。同原則は、FMIA 支援が次のようなコミュニティの利益に資するか否かを判断するための指標であり、(a)賃金が高く条件の良い、安全で安定した雇用の促進、(b)研修や能力開発への投資、労働参加の機会拡大などによる、より熟練した多様な労働力の育成、(c)先住民や、ネット・ゼロへの移行により直接影響を受けるコミュニティ等と協力し、当該コミュニティにとりプラスとなる成果を達成すること等 (同条第3項) がある。

なお、石油・原油・天然ガス (以下「石油等」) の採掘、石油等の採掘を主な目的としたインフラの建設及び石油等の使用のみを目的とした投資への直接融資に対して FMIA 支援を提供することは、温室効果ガス排出削減目標達成の観点から、明確に禁止されている (第10A条)。

<sup>9</sup> 「グローバル・サプライチェーンの緊張と不安定さの増大により引き起こされた地政学的競争の激化」とも表現されている。Bathgate and Zhou, *op.cit.*(2)

<sup>10</sup> Senate, “Future Made in Australia Bill 2024, Future Made in Australia (Omnibus Amendments no.1) Bill 2024: Revised Explanatory Memorandum,” 2022-2023-2024, p.14. <[https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/ems/r7219\\_ems\\_60223796-414c-43c5-93a8-bcfb1c56ce44/upload\\_pdf/Revised%20EM\\_JC014069.pdf;fileType=application%2Fpdf](https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/ems/r7219_ems_60223796-414c-43c5-93a8-bcfb1c56ce44/upload_pdf/Revised%20EM_JC014069.pdf;fileType=application%2Fpdf)>

<sup>11</sup> 「ネット・ゼロ変革」とは、豪州の温室効果ガス削減目標の達成及び世界の温室効果ガス排出削減への貢献をいう (FMIA 法第5条)。なお、「経済回復力・安全保障」については、FMIA 法に定義規定はない。

<sup>12</sup> 2024-25 年度予算案で NIF に適合すると評価されたセクターは、次のとおりである。①: グリーン水素 (再生可能エネルギー由来の水素)、グリーンメタル (脱炭素社会実現のための産業に不可欠な金属資源)、低炭素液体燃料、②: 重要鉱物の加工・精製、クリーンエネルギー技術の開発。“Budget 2024-25: Budget Strategy and Outlook: Budget Paper no.1,” 2024.5.14, p.21. Budget 2024-25 website <[https://archive.budget.gov.au/2024-25/bp1/download/bp1\\_2024-25.pdf](https://archive.budget.gov.au/2024-25/bp1/download/bp1_2024-25.pdf)>